

浜松市放課後児童健全育成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下、「法」という。）第6条の3第2項及び第34条の8から第34条の8の3、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第63号）並びに浜松市児童福祉法施行条例第4条（平成20年条例第10号）の規定に基づき放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定める。

(放課後児童健全育成事業者)

第2条 事業は法第34の8第2項に定める者が行う。

2 法第34の8第2項に定める者（以下「運営事業者」という。）は、任意団体又は法人で、暴力団の組織に属さないもの、政治的・宗教的活動に関わるもの以外のもので市長が適当と認めたものとする。なお、市が委託により実施する場合の委託事業者は、本項に該当する。

(事業開始の届出)

第3条 運営事業者は事業を開始する際には、浜松市児童福祉法施行細則（以下「細則」という。）第8条の16の規定により「放課後児童健全育成事業開始届」（第1号様式）をあらかじめ市長に届け出なければならない。

(事業の廃止又は休止の届出)

第4条 運営事業者は事業を廃止又は休止する際には、細則第8条の18の規定により「放課後児童健全育成事業廃止・休止届」（第2号様式）をあらかじめ市長に届け出なければならない。

2 前項の規定において廃止又は休止を届け出た運営事業者は、あらかじめ当該事業を利用していた児童に対して、必要な措置を講じなければならない。

(変更の届出)

第5条 運営事業者は、第3条で届け出た事項を変更する際には、細則第8条の17の規定により「放課後児童健全育成事業変更届」（第3号様式）を変更の日から1月以内に市長に届け出なければならない。

(施設)

第6条 事業を実施する施設内の専用区画の面積は、児童一人につき、おおむね1.65㎡以上とし、下限は1.5㎡とする。

2 専用区画の面積には、玄関、トイレ及び支援員だけが利用する事務スペースの面積を含めることができない。

(利用定員)

第7条 一の支援の単位を構成する児童数は、おおむね40人以下とし、上限は50人とする。

(入会選考)

第8条 市が指定した場所において事業を実施する運営事業者は、利用申し込み者の入会に当たっては、浜松市放課後児童会選考基準に基づいて適正に選考を行わなければならない。

(会費)

第9条 事業者は事業の運営に要する経費に充てるため、利用児童の保護者から会費を徴収することができる。

2 事業者は、会費の徴収、管理及び執行について最善の注意を払い、適正に行わなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 浜松市放課後児童会の実施に関する要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。